

文化芸術の対象範囲（案）

文化芸術基本法は、文化芸術自体が固有の意義と価値を有することを前提とした上で、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携により、文化政策を推進しようとするものです。

このため、本ビジョンの策定にあたっては、あらかじめ文化芸術の対象範囲をある程度明確にしておくこととし、いわき市では、文化芸術基本法第8条から第14条に列記されている文化芸術をその対象範囲とします。

≪文化芸術の対象範囲≫

芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピューターその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く）
生活文化等	生活文化：茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
	国民娯楽：囲碁、将棋その他の国民的娯楽
	出版物及びレコード等
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	地域固有の伝統芸能及び民俗芸能